柏崎刈羽原子力発電所 7 号機
タービン建屋1階大物搬入口付近（管理区域）での火災発生 にかかる原因および再発防止対策について

平成20年12月
東京電力株式会社
1．件 名 ..... 1
2．事象発生の日時 ..... 1
3．事象発生の場所 ..... 1
4．事象発生時の運転状況 ..... 1
5．事象の概要 ..... 1
6．事象発生当時の状況 ..... 2
7．原因調査 ..... 3
7－1．出火箇所の調査 ..... 3
$7-2$ 。作業の計画•管理に関わる調査 ..... 4
8．保安規定遵守の観点からの評価 ..... 8
9．推定原因 ..... 8
10．対策 ..... 9
10－1．設備に関する処置 ..... 9
10－2．火災防止の対策 ..... 9
添付資料 ..... 12

## 1．件名

柏崎刈羽原子力発電所 7 号機
タービン建屋 1 階大物搬入口付近（管理区域）での火災発生にかかる原因 および再発防止対策について

## 2．事象発生の日時

平成 20 年 11 月 22 日 21 時 45 分（出火時間）

## 3．事象発生の場所

7 号機タービン建屋 1 階大物搬入口付近（管理区域）

## 4．事象発生時の運転状況

第8回定期検査中（全燃料装荷中）

## 5．事象の概要

平成20年11月22日21時10分頃より，7号機タービン建屋1階大物搬入口付近（管理区域）で洗浄機を使用して低圧タービン（A）ロータの洗浄作業を行ってい たところ，21時45分，洗浄液に引火し火災が発生した。

現場作業員が直ちに消火器等を用いて初期消火を行い消火した。また，火災発生の連絡を受けた当直長が消防署へ通報した。その後，23時35分消防署により鎮火が確認された。

初期消火活動の際に，作業員1名が右手に軽度の火傷を負い，さらにもら1名が体調不良となったため，両名を救急車で病院に搬送し手当を受けた。

本事象による外部への放射能の影響は確認されなかった。
（添付資料－1，2参照）

【時系列】
平成20年11月22日
20 時 00 分頃～低圧タービン（A）ロータ洗浄作業のTBM－KYを現場作業員 6名にて実施
21 時 10 分頃～ 2 台の洗浄機を使用してロータ上部および下部の洗浄作業を開始
21 時 43 分頃 2 台の洗浄機および油圧式昇降装置を接続している電工ドラム（ 1 00 V ）のブレーカが落ちたため，一旦洗浄作業を中断し，ロータ下部の洗浄に使用していた洗浄機の電源を「切」
21 時 45 分 電工ドラムのブレーカを投入後，ロータ下部の洗浄機の電源を「入」 にしたところ洗浄液に引火
21 時 45 分 現場作業員 9 名（内 4 名はタービンオペフロで発煙を確認し，消火 に駆けつけた応援者）にて，消火器 4 本および消火栓 2 箇所を使用 して初期消火を開始

21 時 49 分 火報発報
21 時 49 分 現場作業班長より中操へ火災発生を連絡。自衛消防隊（初期消火班•当直補機操作員）2名が火災現場へ出動
21 時 51 分 中操（当直長）より 119 番通報
21 時 58 分 中操（当直長）より消防署へ初期消火完了を連絡
21 時 59 分 自衛消防隊（初期消火班•消防車隊）が出動
22 時 02 分 自衛消防隊（初期消火班•当直副長）が $6 / 7$ 号機 $\mathrm{S} / \mathrm{B}$ 前に到着
22 時 04 分 自衛消防隊（初期消火班•消防車隊）が $6 / 7$ 号機 $S / B$ 前に到着待機
22 時 05 分～消防車両，警察車両，救急車発電所入構
22 時 33 分 第一報 F A X 送信
22 時 45 分 救急車にて負傷者 2 名を病院に搬送
（負傷者 1 名は右手甲を火傷，他の 1 名は気分が悪くなったもので，両名とも身体汚染なし）
22 時 45 分 プレスへ第一報FAX送信
23 時 29 分 火災現場サーベイにて汚染なしを確認
23 時 33 分 消防，警察による現場調査開始
23 時 35 分 消防署により鎮火確認
23 時 39 分 自衛消防隊解散

平成20年11月23日
0 時 07 分 警察署による現場調査終了
0 時 21 分 消防署による現場調査終了
0 時 40 分 プレス発表
0 時 58 分 警察車両退構
1 時 09 分 消防車両退構

## 6．事象発生当時の状況

（1）作業の状況
平成 2 0 年 1 1 月 2 2 日 1 5 時30分頃より，低圧タービン（A）ロータを洗浄す るためタービン建屋大物搬入口付近にロータを移動する作業を開始した。

20 時 00 分頃より，現場作業員 6 名にてTBM－KYを実施した後，2 0 時50分頃までに準備作業として洗浄機（単相 1 0 0 V ，4 0 0 W）をビニール養生し，油圧式昇降装置を設置した（T B M－K Y では危険物取扱にかかる危険予知は実施され なかった）。

21 時 10 分頃より，作業員Aがロータ下部を，作業員C（油圧式昇降装置上）が ロータ上部を，洗浄機を用いた洗浄作業にて開始した。
今回の洗浄作業では，洗浄液として危険物第四類第一石油類の「工業脱脂洗浄剤」 を使用し，一斗缶（18リットル）に入った洗浄液を9缶準備（タービン建屋大物搬入口近傍に設置されている危険物仮置用の金属ケースに保管）した。洗浄は 1 缶ずつ

洗浄液容器に補充しながら作業した。
また，作業エリアには消火器を設置していた。

ロータ上部を洗浄していた作業員Cは，2缶目を使い終えたところで作業員 B と交替した。

21 時 43 分頃，2台の洗浄機と油圧式昇降装置を接続している電工ドラム（10 0 V，15A）のブレーカが落ちたため，一旦作業を止め，作業員Aは過負荷防止の ためロータ下部の洗浄に使用していた洗浄機の電源を「切」にした後，作業員Dが電工ドラムのブレーカを「入」にして洗浄作業を再開した。その後，21時45分作業員Aがロータ下部の洗浄に使用していた洗浄機の電源を「入」にしたところ火災が発生した。

火災発生時は，ロータ上部側は 3 缶目，ロータ下部側は 4 缶目の洗浄液使用中であ り，その時点で未使用の 2 缶は危険物仮置用の金属ケースに収納していた。
洗浄作業に従事していた 5 人の作業員の内，作業員 B は火災発生後昇降機から飛び降り消火器を用いた消火作業をした際，右手に軽度の火傷を負った。また，作業員A が消火活動の際に体調不良となった。
（2）被災の状況
被災の状況について現場調査を実施した結果，以下を確認した。
－ロータ下部の洗浄に使用していた洗浄機（以下，当該洗浄機という。）の焼損が激しく，洗浄液容器と洗浄機を養生したビニール養生は焼失していた。

- 当該洗浄機近傍のロータの発電機側ブレードには煤が付着していた。
- 油圧式昇降装置の当該洗浄機側に垂れ下がったケーブルが焼損していた。
- 電工ドラムの当該洗浄機側は養生が焼損していた。
- 当該洗浄機近傍の床塗装についても黒く焦げていた。
- 作業エリア近傍の消火栓表示灯が熱により変形していた。
- ロータを挟んで当該洗浄機と反対側の難燃シートが溶けるとともに，避難誘導灯 カバーが熱により変形していた。

なお，油圧式昇降装置上に置かれていたロータ上部洗浄用の洗浄機および洗浄液容器は焼損せず，火災後も洗浄液が残留していたので，火災鎮火後一斗缶に戻した。
（添付資料－5参照）

## 7．原因調査

出火メカニズムの特定と火災に至る原因を特定するため，要因分析に基づき原因調査を行った。

## 7－1．出火箇所の調査

（1）作業員への聞き取り調査
出火箇所について洗浄作業に従事していた 5 人の作業員に聞き取り調査した結果，

以下の証言を得た。
－炎は当該洗浄機近傍からロータ下部のブリキ養生（ブリキ製滴受け）内に溜まっ ていた洗浄液全体（当該洗浄機近傍に多く溜まっていた）に広がった。
－当該洗浄機廻りに消火器を 2 本使用した時点で火の勢いはかなり衰えたが，さら に2箇所の屋内消火栓から放水するとともに 2 本の消火器を使用して消火した。
－発火後，一瞬タービン上部まで火柱があがったが，その後，炎はロータ中心程度 の高さで 5 分程度燃え続けた。

## （2）使用工具に関する調査

電工ドラムのブレーカの電源を「入」とし，当該洗浄機の電源を「入」とした直後 に火災が発生したことから，洗浄機の仕様等について調査した結果，以下の事実を確認した。
－危険物取扱作業近傍での電気機器は，発電所で工事を実施する場合の遵守事項等 を定めた「工事共通仕様書」に基づいて防爆構造機器である必要があったが，今回の作業で使用されていた洗浄機は防爆構造機器ではなかった。
－当該洗浄機の取扱説明書には，プラスチック製の洗浄機の収納箱を水槽にし，そ こに洗浄機の吸水ホースを差し込んで使用するイラストが記載されていた。
－同型の洗浄機をビニール養生し，洗浄液に替えて水道水にて当該作業時と同一の使用状況を再現したところ，ビニール養生内の洗浄機下部に少量の水滴が確認さ れた。また，電源「入」操作時には洗浄機モータの空気取り入れ口から見て内部 に火花の発生が確認された。負荷電流を測定した結果，最大で8．9 A（定格： 8．6 A）であることが確認された。
－電工ドラムの負荷としては 2 台の洗浄機と油圧式昇降装置（定格：13．2A） があり，洗浄作業時に昇降装置が動作していない状態であっても， 2 台の洗浄機 を使用すると電工ドラムの容量（15 A）を超過することが確認された。 （添付資料－6参照）

## 7－2．作業の計画•管理に関わる調査

ロータの洗浄作業は，従来手作業で実施しており洗浄機を用いた洗浄方式は今回初め て採用したものであったため，低圧タービン（A）ロータの洗浄作業の計画準備•実施段階における検討状況を調査した。
（1）調達段階
低圧タービン（A）ロータの洗浄作業は，低圧タービン動翼損傷の対応として実施 された点検•修理工事の一環として実施されたものであった。

当該点検•修理工事は，ロータ製造メーカが実施する必要があるため，特名発注さ れていた。

また，低圧タービン（A）ロータの洗浄作業は，タービン設備点検•修理工事の一環 として当発電所におけるタービン設備等の点検工事実績を有する元請経験が十分な協力企業に外注されていた。

調達にあたっては，当社は「工事共通仕様書」により，協力企業（元請）に対し，以下の安全管理にかかる事項を要求していることを確認した。
－安全対策計画の審査•承認や工事現場における作業員の安全確保並びに設備安全 の確保等の安全管理にかかる責務を負ら「災害防止責任者」の選任

- 「工事施行要領書」の作成
- 危険物の取扱について，持込みを必要最小限とすることや「火気厳禁危険物使用 チェックシート」，防爆構造機器の使用
（2）計画•準備段階
a．「災害防止責任者」の選任
協力企業（元請）は当該洗浄作業において「災害防止責任者」を選任していたが，洗浄方法を変更する方針を決定後洗浄作業実施までの期間に，災害防止責任者は，安全管理については下請がしつかり実施していると思って任せていたことや，洗浄方法 の変更に際し協力企業（元請）工事担当者から作業内容について十分な説明がなかっ たため，安全管理を行うことに対して注意を払わなかった。また，災害防止責任者は TBM－KYに参加していなかった。
b．「工事施行要領書」の作成
協力企業（元請）は「工事施行要領書」を作成したが，手作業によりロータを洗浄 する想定で作成していたため，ロータの洗浄工程としては＂ロータ洗浄＂との記載し かなかった。また，洗浄液を噴射する洗浄方法の採用に伴い短時間で多量の危険物（洗浄液）を取扱うことになったにもかかわらずロータ洗浄という観点では変更が無いた め，協力企業（元請）は「工事施行要領書」の変更が必要ないと判断した。さらに，危険物に関する「工事施行要領書」に記載すべき事項が明確になっていなかったため，協力企業（元請）は「工事施行要領書」に危険物の使用目的，種別，使用量を記載し なかった。

また，当社は「工事共通仕様書」において，「工事施行要領書」に記載する危険物 に関する事項を明確化しておらず，危険物の使用量に応じてその種類および数量を当社に事前申請すること等，危険物の使用量を管理するルールを定めていなかったため，短時間で多量の危険物（洗浄液）を洗浄機で噴射するという火災発生のリスクを伴う作業が実施されることを事前に把握できなかった。
c．危険物取扱作業の準備
今回の作業において協力企業（元請，下請）は，工事共通仕様書の要求事項（防爆型の電気機械器具を使用／火気厳禁危険物使用チェックシートの使用）を遵守しなか った。

これらの事項が遵守されなかった原因について，協力企業（元請，下請）工事担当者は危険物を取扱う作業であることは認識していたが，日常的に使用する洗浄液で当該洗浄液を使用する作業に慣れがあったため，その危険性に対する認識が十分ではな

く「炏気厳禁危険物使用チェックシート」等の使用は必要ないと考えていた。
また，協力企業（元請，下請）は洗浄方法を変更した際に事前検討会を実施してい なかった。
d．使用装備に関する調查
洗浄作業時に防毒マスクや保護エプロンを着用して洗浄作業を実施していたこと に関し，協力企業（下請）工事担当者に聞き取り調查した結果，「通常の手洗浄では装着しないが，今回は洗浄液を大量に使用するため防毒マスクおよび保護エプロン を着用した。」との証言を得た。
e．火災報知器にカバーを取り付けていたことに関する調査
当該洗浄作業では協力企業（元請）が，火災報知器近傍におけるタービンロータ洗浄のミスト対策との理由で「可燃物の使用規制•火気取扱作業及び火気厳禁危険物取扱作業の厳守事項適用除外申請書」にて，火災報知器にカバーを取り付けるこ とを申請していた。
同申請書には代替措置として「防護指示書への明記」と記載されていた。また，「消防計画」には「火災報知器にカバーを取り付ける場合は防護指示書にその旨明記す る」ことが記載されていた。しかしながら，当該洗浄作業の防護指示書には「火災報知器にカバーを取り付ける」ことに関する記載がなかった。
防火管理者（代理）は，申請理由に「ミスト対策」と記載されていたことから， ミストによる火災報知器の誤作動の可能性も有り得ると思い，運転監視への影響を回避するためカバー取り付けを承認していた。
f．工事担当者等への聞き取り調査
協力企業（下請）工事担当者等へ聞き取り調査等を実施した結果，以下の事実を確認した。
－当該作業は洗浄機から洗浄液を噴射して洗い流す作業であり，近傍に火気が存在 しないことや作業エリアは閉所ではなく換気は十分になされることから，火災発生のリスクを考えなかった。このため，洗浄機が火元になりらると考えておらず，当社が「工事共通仕様書」で要求していた防爆構造機器であることの確認を協力企業（下請）は当該洗浄機に対して実施していなかった。

- 火災報知器近傍におけるミスト対策として火災報知器にカバーを取り付けた。
- 当該洗浄作業では，洗浄液が大量に滴ると考え，洗浄機をビニール養生した。
- 当該洗浄作業は単純な作業なため手順書は作成していない。
- 洗浄液の使用量（一斗缶 9 缶）は，目算で見積もった。また，危険物であるため持ち込み量を最小限にすることは意識した。
－洗浄方法の変更の経緯は以下の通りであった。
＞大規模のタービン翼取替作業を発電所で行らことは初めてであり，タービン の広範囲に付着した切削油の洗浄作業は従来には無かった状況であった。
＞ 10 月 30 日，当社からの依頼に基づき，協力企業（元請）はタービン翼復旧作業で翼表面（狭隘部含む）に付着した切削油を効果的かつ効率的に洗浄 する方法について協力企業（下請）に検討するよう口頭で依頼。
＞ 1 1月 3 日頃に当社，協力企業（元請，下請）はロータ洗浄を効果的かつ効率的に実施する方法について調整。この頃，回転架台装置の故障や旋盤加工作業の進渉等を踏まえ，当社は協力企業（元請）に効果的かつ効率的な洗浄方法の検討を再度依頼。
＞ 1 1月5日に協力企業（下請）は洗浄機を用いる洗浄方法を発案し，協力企業（元請）に口頭で説明したところ効果的かつ効率的に作業ができると了解 を得た。
－協力企業（元請，下請）工事担当者は，洗浄機を用いる洗浄方法に変更するとい ら説明を口頭で当社工事監理員に行ったが，工事施行要領書の変更を伴わない軽微な変更であるため洗浄液の種類，使用量等具体的な内容は伝えていなかった。
g．当社工事監理員への聞き取り調査
今回の洗浄方式の変更について，当社工事監理員へ聞き取り調査を実施した結果，以下の事実を確認した。
－洗浄液が危険物であるといら認識はあったものの，作業内容の詳細は聞いておら ず従前からこの洗浄液は広く使われていることから，洗浄機を用いた洗浄方法に変更することに伴い大量の危険物を取扱うこととなり火災発生のリスクが生じる とは考えなかった。また，このため，協力企業から洗浄方法の変更について説明 を受けた際に，洗浄機には電動ポンプを用いると聞いたものの，あえて防爆型か どうかの確認をしようとの思いに至らなかった。
（添付資料－7，8，9，10参照）


## （3）実施段階

協力企業（下請）は洗浄作業実施前にTBM－KYを実施したものの，危険物取扱に かかる危険予知が抽出されていなかったため，協力企業（下請）工事担当者等に聞き取り調査を実施したところ，「構内で作業に伴うけが人の発生が続いていたのでけがに対して注意が向けられており，結果として危険物に関する危険予知は抽出されなかっ た。」「着火源がないので火災が発生するとは思わなかった。」との証言が得られた。

また，当該作業の防護指示書の記載内容を確認したところ，危険物取扱作業にチェッ クを入れていたが防爆構造機器の使用を指示していないなど，指示事項の記載が不十分であった。

$$
\text { (添付資料 - } 11 \text { 参照) }
$$

以上の調査より，協力企業は当該洗浄液の危険性が高いという認識が薄く「工事共通仕様書」で定める事項を遵守しなかったことや当該洗浄作業が危険作業であることの認識が不足していたことから，実際の現場で安全管理を実施することができなかった。ま

た，当社は危険物取扱に対するリスクの認識が甘く事前確認が不足していただけでなく，洗浄方法の変更の情報を受けた際，3 H（初めて，変更，久しぶり）としての管理が必要と感じなかった。さらに，元請経験が十分な協力企業が下請に加わっていたため，当社は協力企業の安全管理体制の評価を実施しておらず安全管理体制が適切であることの確認を実施していなかったことから，火災が発生し得る危険な状態で作業が行われるこ とを防止できなかったことが分かった。
（添付資料－1 2 参照）

## 8．保安規定遵守の観点からの評価

保安規定遵守の観点から評価した結果は以下のとおりである。
－保安規定第 17 条（地震•火災等発生時の対応）については，第 2 項に基づき整備された初期消火体制により，早期消火を行い，鎮火後に設備の損傷の有無を確認している。
－保安規定第107条（保守管理計画）については，7号機点検評価計画書に基づ くタービン点検の際に発見された不適合の復旧の一環としてロータの洗浄作業が実施されたもので，保全プログラムに従って保全を実施していた。
－保安規定第3条（品質保証計画）については，安全対策仕様書による要求等，基本的な仕組みはできていたものの，
＞「業務の計画（7．1）」において，「業務の管理（7．5．1）」を実施する ための計画を明確にすることになっているものの，洗浄方法の工事施行要領書への反映，洗浄方法の変更に伴ら工事施行要領書の改訂反映等が適切に実施されていなかった。
＞「調達（7．4）」において，協力企業に対して，火災防護等の施工にかかわ る要求事項は工事共通仕様書にて明確にし，災害防止責任者を選任させてい るものの，災害防止責任者の関与が十分ではないこと等を把握していなかっ た。

## 9．推定原因

火災が発生した原因は，危険物（洗浄液）の取扱に対する認識不足により，防爆構造機器ではなくシール性能が完全ではない洗浄機をビニール養生して使用し，危険物（洗浄液）を噴射してロータを洗浄したため，当該洗浄機の電源を投入した際にモータ付近 から発生した火花が洗浄機のビニール養生内にたまった洗浄液に引火し，発火したもの と推定される。

要因分析図に基づき，その背景要因を調査した結果，対策を講じるべき以下の点が抽出された。
（1）安全管理体制にかかる問題点
－災害防止責任者が，現場作業において十分な注意を払わなかった。
（2）工事施行要領書に対する要求事項にかかる問題点
－工事共通仕様書において，工事施行要領書における危険物に関する記載すべき事項が明確ではなかった。
（3）教育およびルールにかかる問題点
（当社）

- 危険物第四類第一石油類の噴霧•噴射を禁止していなかった。
- 危険物を使用する場合の事前申請をルール化していなかった。
- 3 H （初めて，変更，久しぶり）の観点で元請企業に対する十分な評価がなされ なかった。
（協力企業）
- 工事共通仕様書の安全対策にかかる理解が不十分であった。
- 工事共通仕様書に定める事項が遵守されていなかった。
- 防護指示書に危険物の種別•使用量などを記載していなかった。
- 危険物取扱作業時のTBM－KYにおいて危険物予知の抽出が不十分であった。


## 10．対策

## 10－1．設備に関する処置

－低圧タービン（A）ロータ表面には火災による煤が付着していることから，ブ ラストによる除去を12月3日までに実施した。また，当該ロータの健全性確認における洗浄方法をスチーム洗浄に変更した。
－今回の消火活動で使用した消防設備（消火器，消火栓等）を11月23日まで に復旧した。

## 10－2．火災防止の対策

（1）実施済みの対策
－本事象について，電子掲示板，構内 T V を活用して11月25日に，「朝のあい さつチラシ」を活用して 1 1月 28 日に，構内の協力企業に周知した。
－現在実施中の危険物取扱作業については，現場作業にあたつて作業ルールの要点をまとめた作業安全ハンドブック「危険物取扱作業の基本的な考え方」を遵守できていることを11月25日に確認した。
－災害防止協議会（荒浜側および大湊側）による臨時の防火パトロールを11月 26日に実施した。
（2）当社が行う今後の対策【危険物取扱作業の計画•管理上の問題に対する対策】
【安全管理体制の改善にかかる対策】
（元請の安全管理体制に関する評価の強化）
－海外メーカや初めて元請となる協力企業に対して，当社は工事施行時の安全管理ができる体制になっているか確実に評価することができるプロセスに見直す。

【工事施行要領書に対する要求事項の改善にかかる対策】
（工事施行要領書に対する要求事項の改善）
－危険物に対する要求事項の明確化の観点から，危険物を取扱う場合は，使用目的•種別•使用方法を記載させ，確認することができるプロセスに見直す。
【教育およびルールの改善にかかる対策】
（防火対策の徹底）
－防火管理者が当社•協力企業の防火業務の取り組み状況を定期的に確認すると ともに，必要に応じて改善を実施または指示する。
（防火教育の徹底）
－防火管理者が当社工事監理員に対して防火教育を実施する。
＞法令に定められた危険物を取扱う際は関係法令を遵守
＞危険物の取扱いに関する教育及び過去の火災事例や火気作業•危険物取扱作業の管理ポイント等を題材にした安全教育の徹底
＞適用除外申請に記載された代替措置等の実施状況を確認
－防火管理者による協力企業における防火教育実施状況の定期的確認と，必要に応じて改善を指示する。
（ルールの改善）
－ポンプを用いた危険物第四類特殊引火物，第一石油類，アルコール類および第二石油類の噴霧•噴射の禁止（塗装作業を除く）をルール化する。
－多量（指定数量の $1 / 5$ 以上）の危険物取扱に先立ち，危険物の使用目的•種別•使用方法•使用量•場所および危険物を取扱ら 3 H （初めて，変更，久しぶり）作業に該当するかどうかを事前申請することをルール化する。
－多量（指定数量の $1 / 5$ 以上）の危険物を取扱う 3 H （初めて，変更，久しぶり）作業については，すべて安全事前評価を実施する。
（3）協力企業に求める今後の対策【危険物取扱作業の計画•管理上の問題に対する対策】

【教育およびルールの改善にかかる対策】
（防火教育の徹底）

- 防火対策への取り組みを定期的に確認し継続的に改善する。
- 作業員への防火教育を実施し，当社へ報告する。
＞法令に定められた危険物を取扱ら際は関係法令を遵守
＞危険物の取扱いに関する教育及び過去の火災事例などを題材にした安全教育の徹底
＞適用除外申請に記載された代替措置等を確実に実施
（協力企業による安全管理の徹底）
－安全管理に一義的責任を有する協力企業は自らの責任を再認識し，危険物取扱作業に対して，工事施行要領書のチェックなど安全管理を再徹底する。
－構内協力企業の災害防止責任者に防火管理講習を速やかに受講させる。（半年以内）。
（ルールの遵守）
－危険物を取扱う場合は，「火気厳禁危険物使用チェックシート」を使用するなど，工事共通仕様書等に定める事項の遵守を再徹底する。
－防爆構造機器使用判断フローに基づき，必要な場合は防爆構造機器の使用を再徹底する。
－多量（指定数量の $1 / 5$ 以上）の危険物取扱に先立ち，当社に対して危険物の使用目的•種別•使用方法•使用量•場所および危険物を取扱う 3 H （初めて，変更，久しぶり）作業に該当するかどらかについての事前申請を的確に実施する。
（現場管理の改善）
－危険物の取扱にあたつて防護指示書に種別•使用量（指定数量の $1 / 5$ 以上•未満） を記載する。
－危険物取扱作業時のTBM－KYにおける危険物予知の確実な実施を再徹底す る。
（危険物使用時の工事施行要領書への明示）
－危険物を使用する場合は，使用目的•種別•使用方法を工事施行要領書へ記載 する。
また，今回の事象に鑑み，各企業における危険物取扱作業にかかる取り組みについ て当社及び協力企業間で情報交換を行い，安全管理の向上を図る場を設ける他，危険物取扱作業以外の安全管理•品質管理全般に関わる3H（初めて，変更，久しぶり）作業についても，当社として確実に把握しリスク管理できるような仕組みの構築を検討していくこととする。


## 添 付 資 料

| 添付資料－1 | ：火災発生場所図 |
| :---: | :---: |
| 添付資料－2 | ：消火設備配置図 |
| 添付資料－3－1 | ：作業状況（人員配置図） |
| 添付資料－3－2 | ：作業状況 |
| 添付資料－3－3 | ：タービンロータの洗浄方法および洗浄液について |
| 添付資料－4 | ：消火活動時人員配置図 |
| 添付資料－5 | ：鎮火後の状況 |
| 添付資料－6 | ：洗浄機を用いた再現性試験 |
| 添付資料－7 | ：時系列（調達関係） |
| 添付資料－8 | ：作業体制表 |
| 添付資料－9 | ：工事施行要領書 |
| 添付資料－10 | ：火気厳禁危険物取扱い作業の厳守事項適用除外申請書 |
| 添付資料－11 | ：防護指示書 |
| 添付資料－12 | ：要因分析図 |
| 添付資料－13 | ：再発防止対策の具体的実施内容 |



7 号機タービン建屋1階
火災発生場所図




作業状況（人員配置図（2／2 ））

油圧式昇降装置上での洗浄作業風景


油圧式昇降装置下でのロータ下部の洗浄作業風景


作業状況（1／4）

油圧式昇降装置を使った作業風景


油圧式昇降装置
装置の昇降操作は上に乘って いる作業員が有線のリモコン で行う。
また，届く笆囲で洗浄液をか け終えた後にロータを回枟さ せて別の範囲を洗浄する。

当日のKYボード


作業状況（2／4）

洗浄のための資機材


ビニールで養生された洗浄機


作業状況（3／4）

危険物仮置用金属ケース


作業状況（4／4）

## タービンロータの洗浄方法および洗浄液について

（1）洗浄方法について
タービンロータの洗浄方法は，スチームによる方法と洗浄液を用いる方法があるが，今回は，後工程で翼の非破壊検査（P T 検査）が予定されていることを踏まえ，錆発生 の心配が少ない洗浄液による方法を採用することとし，かつ従前の手作業による方法で はなく，効率的に作業可能な洗浄機により洗浄液を噴射する方法を採用した。
（2）洗浄液について
タービンロータの洗浄に用いた洗浄液は，危険物第四類第一石油類であった。

|  | 用途 | 組成•成分情報 | 消防法 | 引発 <br> （発火 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 工点） |  |  |  |  |

（3）洗浄液の補充方法について
洗浄液は一斗缶（18リットル）に入っており，洗浄作業開始前に今回使用予定の9缶をタービン建屋大物搬入口近傍に設置されている危険物仮置用の金属ケースに保管し た。

洗浄作業にあたっては，1缶ずつ使い切り，新たな缶を同ケースより持ち出し洗浄液容器に洗浄液を補充し作業を行った。
$\oslash$ ：消火器（作業方持ち）

（2）：作業員Cが2個目の消火器にて消火作業実施
（3）：作業員E，F，G，H4名（オペフロからの応援者）が消火栓ホースを設置し，作業員B，C が消火作業実施
（4）：作業員Aが消火栓にて消火作業実施
（5），⑥：作業員E，F，G，H4名（オペフロからの応援者）が消火器3本を運搬（内1本は未使用）
し，作業員A，B，C，D及び作業班長が消火作業実施
消火活動時人員配置図


作業エリアの状況（タービン建屋1階 低圧タービン（A）ロータ）


作業エリアの状況（低圧タービン（A）ロータ下部（1）


鎮火後の状況（2／3）

作業エリアの状況（低圧タービン（A）ロータ下部（2））


作業機材の被災状況


鎮火後の状況（3／3）

## 洗浄機を用いた再現性試験

## 1．目的

今回タービンロータの洗浄に使用していた洗浄機と同型のものを 2 台使用し，火災発生時と同様に洗浄機をビニール養生した状態で温度測定•電流測定•漏えい確認•電源操作時の火花の有無について調査した。なお，再現性試験では極力同じ条件となるように考慮 したが，洗浄液を使用するのは危険であることから水道水にて模擬した。

## 2．調査内容

火災発生当時と同様に洗浄機の起動•停止を行った場合と 1 5 分間連続運転した場合に急激な温度変化があるか，電流値の変化や漏えいがあるかを確認とともに，洗浄機起動•停止操作時に電工ドラムのブレーカが落ちるかを確認した。

また，電源スイッチを操作した場合に火花が発生するかを確認した。

## 3．調査結果

①温度や電流値の変化に異常は認められなかった。また，電工ドラムのブレーカは落ち なかったが 2 台運転時の合計が電工ドラムの定格容量（15A）を超えていることか らいつ落ちてもおかしくない状況であったと考えられる。
（2）洗浄機の運転中に 1 台のポンプではビニール養生の中で水の滴下（ 1 滴）が確認され た。また，15分間運転した後では両方の洗浄機においてビニール養生内部に湿気が確認された。

（3） 2 台とも洗浄機の電源スイッチを「入」操作した際に青白い火花が発生した。

## 4．結論

洗浄機運転中の極微量の滴下兆候およびビニール養生内部が湿った状態になったことか ら，ビニール養生内に洗浄液または洗浄液が気化したものが入り込める状態であったこと がわかった。

また，電源「入」操作時に火花が発生することもわかったことから，これらが要因とな り発火する可能性が確認された。

以上

|  | 日 付 | 内 容 |
| :---: | :---: | :---: |
| 1．発注 | H19年12月5日 | 7 号機は中越沖地震発生に伴い停止したプラントであり，点検を実施したところ，低圧ター ビン第10，11，12，13段に翼磨耗等が確認されたことから，翼の点検•修理作業を協力企業に発注した。 |
| 2．安全事前評価 | H20年1月21日 | 当社において，危険物作業としてフェーズドアレイUT の接触媒体が抽出され，安全事前評価を実施した。さらにその後，協力企業を交えて安全事前評価を実施した。 |
| 3．事前検討会 | H20年2月27日 | 契約に基づき，当社と協力企業において事前検討会を実施した。その際当社より火気作業 はさまれ作業に対しTBM－KYで確実に実施するよう依頼した。 |
| 4．作業要領書 （委託） | H20年7月30日 | 低圧タービンの翼損傷に伴う調査作業を行っており，この作業に第 14 段～16段の復旧が含 まれている。なお洗浄作業については作業フロー記載されているのみ。具体的手順は無し。 |
| 5．変更発注 | H20年10月27日 | 第 14 段～16段復旧工事について，委託として発注していたものを工事（修理購買）として発注し直した。 |
| 6．洗浄方法の検討依頼 | H20年10月30日 | タービン翼復旧作業※でロータ表面が切削油で汚れており，従来洗浄作業では翼とカバーの隙間など狭隘部の汚れが取り切れないと考えられたため，これを落とす効果的かつ効率的な洗浄方法を検討するよう口頭にて依頼した。（東京電力 $\rightarrow$ 協力企業） <br> ※ 今回のようにタービン翼を大量に抜いて再復旧する作業は当所において前例が無く，再復旧に伴い用いた大量の切削油をロータ表面から落とす作業は初めてであった。そこで，洗浄方法を改良することを検討した。 |
| 7．工事施行要領書提出 | H20年11月3日 | 洗浄作業については作業フローで記載されているのみ。具体的手順は無し。 <br> なお，地震後のタービン復旧作業には協力企業（元請）が実施する作業（翼取付等）と，協力企業（下請）が実施するロータ移動，足場掛け替え等の作業があり，当社は各作業間の取 り合い調整を行っていた。その一環として，ロータ洗浄工程についてもこれを効果的かつ効率的に実施する方法について当社，協力企業（元請，下請）で調整を実施した。この頃，回転架台装置の故障や旋盤加工作業の進渉等を踏まえた，効果的かつ効率的な洗浄方法を再度依頼。（東京電力 $\rightarrow$ 協力企業） |
| 8．洗浄方法の検討，決定 | H20年11月5日 | 協力企業（下請）は洗浄方法を検討し，洗浄機を用いた方法を計画。協力企業（下請）から協力企業（元請）に洗浄機を用いた洗浄方法を口頭にて提案し協力企業（元請）了承。 <br> 協力企業（元請，下請）工事担当者から東京電力工事監理員に「電動ポンプを用いて洗浄す る。」との口頭連絡。（洗浄剤の種類，量等，具体的な内容については連絡無し） |



## 作業体制表

| （） | ：客先立会（抜取り） |
| :---: | :---: |
| $\bigcirc$ | ：元請立会 |
| 無印 | ：下請担当者 |
| $\bigcirc$ | ：元請技術者 |
| A | ：記録 |
| $\square$ | ：作業項目完了日 |
|  | ：記録者サイン |




| 3.3 | バケットカバー加エ |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | Milling for Bucket Cover |  |  |
| バイテープによる <br> 外径寸法計測 O 曻 <br> 加工後PT ※ |  |  |  |



工事施行要領書

## CO56



## 防火管理者 殿

可燃物の使用規制•火気取扱い作業
及び火気厳禁危険物取扱い作業の厳守事項適用除外申請書


以下の通り適用除外申請いたします。

| 元請会社名 | 1 |
| :---: | :---: |
| ．工事件名 | $\therefore \mathrm{K}-7$ 主タービン本体修理 |
| 作業内容 | $\mathrm{K}-7$ タービンロー夕修理（LP－A／B／Cロー夕洗浄） |
| 適用除外期開 | 平成20年11月21日～平成20年12月20日 |
| 適用除外品目 | 火災報知センサーへのキャップ取付（2＊所） |
| 適用除外理由 | －火災報知器近傍におけるタービンロータ洗浄の為。（ミスト対策） |
| －代替措置 | - 防護指示書への明記 <br> - 監視人の配置 <br> - 作業中断•終了時のキャップ取外しの微底 <br> - 取外し忘れて防止の表示を行う事。 |
| 工事監理綯所 | ．$\quad$－ |
| 工事監理員氏名 | 技師 |
| 特記事項 | － |


| 代替措置確認サイン | 元請現場代理人 |
| ---: | :--- |
|  | 工事監理箇所GM |



（対策案）
〔1）安全管理体制の改善にかかる対策
当社が行ラ元謮の安全管理体制に閏する評価の強化
－海外メー力一や初めて元請となる協力企業に対して，当
社は工事施行時の安全管理ができる体制になっている社はエ事施行時の安全管理ができる体制になっていで確に評価することできるづロースに見す。

【2】工事施行要領書に対する要求事項の改善にかかる対策当社が行う工事施行要謒書に対する要求事項の改善 －危除物に対する要求事項の明確化の観点から，危除物 を取扱う場合は，使用目的•種別•使用方法を記載させ
（3）教育およびルールの改善にかかる対策
3a 当社が行う防火対策の徹底 －防火管理者が当社•協力企業の防火業務の取り組み状況 を定期的に碓認するとともに，必要に応じて改善を実施また む指示する。

防火教育の徵底等理者が当社工事監理員に対して防火教育を実施 する。防火管理者による協力企業における防火教育実施状況の －防火管理者による協力企業における碓認と，必要に応じて改善を指示する。
 －続作業改善すの防火教育を実施し，当社へ報告する。

㙝力企業による安全管理の微底
－安全管理に一義的責任を有する協力企業は自らの責任を再認識し，危険物取扱作業に対して，工事施行要領書の
 かに受講させる。（半年以内）

3 b

 －を再徽庶をる。
－ヨデンプを社したた危険物第四類特殊引火物，第一石油類


 ちかを事前申謮することをル一ル化する。

3e
数量の1／5以上，未満）を記載する －危除物作業時のTBM－KYY゙こうける危険物予知の確実な実施を再徹底する。

再発防止対策に関わるアクションプラン


